

令和8年5月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和8年5月8日(金) 午後3時30分～午後4時30分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	3	山本 美加	5	井上 靖好
6	加用 雅啓	8	徳留 佳代	9	坂本 一
10	谷崎 容子	11	遠地 美千代	12	山本 官
13	池田 三郎	14	芝 順子	15	伊勢脇 精藏
16	土居 忠栄	17	清水 優志	18	岡崎 誠

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	2	武井 健治	4	岡本 尚子
5	宮地 秀之	6	室津 平	7	宮地 浩
8	竹村 光一				

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	4	桑原 宏文	7	安藤 久徳
19	植 俊彦				

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名
3	宮崎 幸一

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	事務局長補佐	井口 敦
係長	広井 健太	係長 (西土佐地域担当)	島 輝充
主幹	山岡 早輝	主幹 (西土佐地域担当)	谷口 忠行
会計年度任用職員	松岡 るり		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(6件)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(2件)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(7件)
 第4号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
 報告事項
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	<p>只今から令和8年5月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>まず事務局より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは諸般の報告をさせていただきます。</p> <p>欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生委員、議席番号4番 桑原 宏文 委員、議席番号7番 安藤 久徳 委員、議席番号19番 植 俊彦 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員より欠席の届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号8番 徳留 佳代 委員、議席番号9番 坂本 一 委員をお願いします。</p>
議長（清水会長）	<p>それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。 議案書は2ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は、西土佐奥屋内字シモヤ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の76歳の方で、農作業への従事日数は年間200日、労働力は譲受人と農作業歴50年である譲受人の妻、そして、農作業歴3年である譲受人の長男の3人となっております。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、管理機1台、畝立機1台を所有しております。申請地は居住地から徒歩2分の距離となっております。現在、申請地はユズを栽培しており、取得後も譲受人がユズを栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われれます。</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は、田野川字大坪乙 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴60年の88歳の方で、農作業への従事日数は年間300日、労働力は譲受人のみとなっております。農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、申請地は居住地から車で1分の距離となっております。現在、申請地は譲渡人が営農組合のサポートを受けながら維持管理をしている状況であり、取得後は譲受人がそのまま耕作</p>

	<p>できる状態となっております。取得後は水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま</p> <p>続きますして番号3。土地の表示は、秋田字神畑 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴15年の67歳の方で、農作業への従事日数は年間250日、労働力は譲受人のみとなっております。農機具はトラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。申請地は居住地から200メートルの距離となっております。現在、申請地は譲渡人が維持管理をしている状況であり、取得後は譲受人がそのまま耕作できる状態となっております。作物は季節野菜、果樹（ぶしゅかん等）を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま</p> <p>続きますして番号4。議案書は3ページになります。土地の表示は、西土佐藤ノ川字藤ノ井 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴50年の79歳の方で、農作業への従事日数は年間250日、労働力は譲受人のみとなっております。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。申請地は居住地から徒歩1分の距離となっております。現在、申請地では譲受人が草刈り等の維持管理をしている状況であり、取得後は譲受人が水稻及び栗を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま</p>
<p>議長（清水会長）</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きますして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「土居委員」1番についてお願いします。</p>
<p>●16番 土居委員 (西土佐奥屋内地区ほか担当)</p>	<p>議席番号16番、岩間から黒尊地区担当の土居です。1番について説明します。4月20日室津推進員と現地を確認して、譲受人より聞き取りを行いました。申請地は畑でユズが植えてあります。譲受人は主に水稻とユズを耕作しており、今回取得しようとする農地についてもユズを耕作していくとのこと。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。</p>

議長（清水会長）	室津推進委員から、意見などはございませんか？
◇室津委員 （西土佐奥屋内地区ほか担当）	6区担当室津です。土居さんが言われましたように、4月20日に10時頃から3条申請になった現地に集まって、譲受人から、現地の状況について、話を伺っております。水稻とユズを作っておる方で、また息子さんも入って、農業をやるということで、意欲的に取り組んでおるようです。譲受人に話して、現地を状況から3条申請は問題ないと判断しております。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」2番についてお願いします。
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	2番について報告します。4月26日の、午後1時頃推進員の武井さんと2人で譲受人と、現地で会い確認を行いました。申請地は現況は水稻の作付け準備で、綺麗に耕運されて管理されておりました。この案件は、譲渡人から申請地を買わないかという話があつて、家族と相談して、了解を得て今回の申請となっております。購入後は、田植えとか稲刈りなどの、機械を使ったものは作業委託をして管理していくということです。農作業のサポート体制も整っておりますので、近隣に迷惑はかからないと判断し、許可に問題はないと考えております。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	山本委員からのご説明がありました。重複しておりますが、お家の方へ訪ねて行きましてお話ししました。お年の割には、はつらつと元気で、家の隅々まで草一本もないような状態でありました。ただ高齢でありますので、家族の将来のことを考えての話でありますので、問題はないものというふうに判断しております。以上です
議長（清水会長）	続きまして、「谷崎委員」3番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 （藤岡甲・東山地区担当）	議席番号10番谷崎です。4月24日12時頃現地確認をしました。また夕方4時半頃、譲受人への聞き取りを電話にて行いました。申請地の現況は畑となっております。約10アールぐらいのところの半分ぐらいは柿などの果樹を植えており、残りの2アールぐらいを畑として耕作しております。その他のところは綺麗に草刈りをして管理しております。このように管理されていた譲渡人が高齢のためこの度、譲受人に買ってもらえないかとお話があったそうです。今回取得しようとする農地については現状のまま野

	<p>菜などを植えていくそうです。周辺の農地に影響はありません。また、譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？</p>
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	<p>4月30日に現地確認しました。今言われたとおり、3条の許可については問題ないと思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、「遠地委員」4番についてお願いします。</p>
●11番 遠地委員 （西土佐藤ノ川地区担当）	<p>議席番号11番、藤ノ川担当の遠地です。4番についてご報告いたします。4月24日午後5時前頃より竹村推進委員と現地で合流し調査を行いました。譲受人にも話を聞きしております。1030番の田んぼは水田として耕作中で、そのまま耕作されていくということです。畑の1038、1039番については栗が巨木化し、雑木も茂り、山林化した状態でした。次の1042番には栗を植えていたが、獣害で枯れてしまい、1043番とともに草刈管理の状況でした。次の3番2と3番3は基盤整備の折に1043番に入ってしまったということです。この1043番と1042番は、草刈りの管理の状況とお伝えしましたが、栗を植えるためには、水捌けが良くないといけないうので、基盤整備の折、水捌けの穴を作ってしまったので、水田としては再開できないということで、このまま栗を栽培していきたいということでした。譲渡人は遠方で管理が難しいため、譲受人に贈与したいという意向です。申請地は譲受人の耕作地と隣り合わせており、周辺への影響もありません。譲受人は営農組合の組合長でもあり、今までどおり管理されていくと思います。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると判断いたしました。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>竹村推進委員から、意見などはございませんか？</p>
◇竹村委員 （西土佐藤ノ川地区ほか担当）	<p>8区担当竹村です。24日に遠地委員と合流しまして、現地確認いたしました。今委員の方から詳しい説明があったとおりで、これからも綺麗に維持管理していってもらえるものと思います。この案件については適当だと思います。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、「谷崎委員」5番と6番についてお願いします。</p>

<p>●10番 谷崎委員 (藤岡甲・東山地区担当)</p>	<p>議席番号10番、安並地区担当の谷崎です。5番と6番は横並びの田んぼですので、一緒に説明します。4月24日11時頃、5番の譲受人立ち会いのもと、現地確認を行いました。申請地の状況は休耕田です。進入路がないため周りの田んぼを歩いていかなくてはならないため、2年ほど前より耕作していないそうです。5番の田に向かって右側に譲受人の家地の外壁があります。その外壁が田んぼ側に崩れそうになっているので、地主さんに迷惑をかけないように地主さんに譲ってくれるように相談したそうです。</p> <p>5番と6番は隣り合わせの田んぼなので、5番の土地を譲受人が6番の土地を6番の譲受人が取得となります。両方の譲受人が今回取得しようとする農地については果樹を植えて草刈り等をし、管理していくとのことです。周辺の農地に影響はありません。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？</p>
<p>◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)</p>	<p>こちら4月30日に現地を確認しました。説明を受けてここに苗を植えると聞きました。場所については特に問題ないと思います。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員のご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
<p>農業委員</p>	<p>《全員挙手》</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。</p> <p>番号1 土地の表示は、国見字竹ソイ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月27日、地区担当の山本美加委員と岡本推進委員及び代理人立</p>

	<p>会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、市道の拡幅をするというものでしたが、転用手続きを経ずに工事となったため、始末書付きでの申請となっております。場所については、国見駅より北西約900メートルに位置する農地で、南側は道路、東側、西側および北側は農地となっておりますが、譲渡人の所有地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透となります。申請地は、第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地は困難と認められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。</p> <p>続きまして番号2 土地の表示は、具同字西高橋 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。4月27日、地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場にするものです。場所については、具同駅より東約50メートルに位置する農地で、西側は市道、東側は赤線、南側は非農地で現在工事中、北側は水路を挟み鉄道用地となっております。排水計画について、雨水は自然浸透となります。申請地は、鉄道の駅からおおむね300メートル以内にある農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。</p>
<p>議長（清水会長）</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「山本美加委員」1番についてお願いします。</p>
<p>●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）</p>	<p>議席番号3番山本美香です。1番についてご説明いたします。4月27日に推進委員、会長、事務局と申請者立会いのもと、申請地の状況確認及び聞き取りを行いました。先ほど事務局からご説明あったように、数年前に国見にメガソーラーを設置する許可申請があり、ソーラーを山頂へ運ぶ道を広げたそうです。今になり、圃場の一部が抜かっていたことが発覚し、再度申請するものです。周辺の農地への日照や風通しの影響はありません。以上のことから転用について適当であると考えます。以上です。</p>
<p>議長（清水会長）</p>	<p>岡本推進委員から、意見などはございませんか？</p>
<p>◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）</p>	<p>4月21日に山本委員と一緒に現地の方に向かいました。今説明してもらったことに間違いございませんので、申請の方はよろしいと思います。</p>

議長（清水会長）	続きます、「徳留委員」2番についてお願いします。
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	2番について説明します。先ほどの事務局の説明の通りですが、4月27日に現地確認を行いました。写真で見て分かるように、木をだいぶ切り倒して整地をしている状態になっています。地目は畑です。北側は水路を挟んで鉄道用地で高架下となっています。南側は宅地として現在造成建設中です。東側は地図では道となっていて、農道があったみたいです。しかし今は全然利用していない様子で畑と区切りがつかないような状態です。西側は市道となっています。東側はその道を挟んで農地となっていますが、日照の影響も少なく、営農への支障もないと判断します。以上のことから転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	4月30日に現地を確認しました。特に問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。
議長（清水会長）	続きます、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。 番号1。土地の表示は奥鴨川字セイドウ 他、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月27日に地区担当の山本委員、武井推進委員及び申請者立会いのもと現地

調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林になっており農地でない状態となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。課税状況については、田や畑及び原野の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。
続きまして番号2。土地の表示は中村百笑町、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月27日に地区担当の岡崎委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は駐車場になっており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に駐車場になっており、農地ではない状態となっております。課税状況については、雑種地の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。
続きまして番号3。土地の表示は山路字竹ノ内、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月27日に地区担当の山崎委員、宮崎推進委員のもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は住宅が建っており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に住宅が建っており、農地ではない状態となっております。課税状況については、宅地の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。
続きまして番号4。土地の表示は安並字宮岡、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月27日に地区担当の谷崎委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は駐車場になっており農地でない状況で

す。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に駐車場になっており、農地ではない状態となっております。課税状況については、雑種地の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。
続きますして番号5。土地の表示は具同田黒一丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月27日に地区担当の徳留委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は倉庫が建っており、洋風庭園や家庭菜園をおこなっており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に農地ではない状態となっております。課税状況については、宅地の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。
続きますして番号6。土地の表示は口鴨川字東屋式、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月27日に地区担当の山本委員、武井推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は住宅が建っており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に住宅が建っており、農地ではない状態となっております。課税状況については、宅地の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。
続きますして番号7。土地の表示は横瀬字フルアン、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。4月27日に地区担当の山本委員、岡本推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は立木や雑草がはえており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認し

	たところ、平成 22 年時点の航空写真でも既に立木や雑草がはえており、農地ではない状態となっております。課税状況については、畑の課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから 10 年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本官委員」1 番についてお願いします。
●12 番 山本官委員 （後川地区担当）	1 番について報告します。4 月 27 日の 9 時 50 分頃、会長、事務局、そして推進委員の武井さんと、申請人立ち会いで現地確認をいたしました。申請地は事務局の説明のとおり植林がなされていて、農地への復旧は困難の状態です。よって非農地証明の交付には問題ないと考えています。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	2 区後川担当の武井です。4 月 27 日に現地を尋ねました。植林事業以後 55 年も経過しているということや 1970 年頃の植林事業が盛んな時代の植林で 21 か所の田や畑に分かれて、植林を行ったものと考えられ、復元は不可能と判断いたしました。非農地証明申請は妥当と考えます。以上でございます。
議長（清水会長）	続きまして、「岡崎委員」2 番についてお願いします。
●18 番 岡崎委員 （中村地区担当）	中村地区担当岡崎です。4 月 21 日 8 時 50 分から 9 時までの間、会長、事務局、申請代理とともに現地を確認しました。事務局の説明のとおりですが、現地は両側 4 m の相互通行の道路で、出入り口は 8 m、出入り口右側は駐車スペースとなって続いております。長方形型のコンクリートの敷地になっています。出入り口左右は民家で 20 年以上前から耕作を放棄し、駐車場にしているということでした。本市非農地証明事務要領に基づき、コンクリート敷地の駐車場となっており、復旧は大変困難な土地と判明しましたので、非農地証明については適当であると考えております。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	こちらも 4 月 30 日に現地を確認しました。前の写真のとおり、駐車場として利用していますので、これを農地に

	<p>復元するのはちょっと困難ではないかと思ひます。よつて非農地証明の交付は適当であると思ひます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、「山崎委員」3番についてお願ひします。</p>
●2番 山崎委員 （八束・東山地区担当）	<p>議席番号2番山崎です。4月27日会長、宮崎推進委員、事務局、申請者の子供夫婦とともに現地の確認をしました。家が建つてゐる下の土地が該当の土地になります。15年以上経過しており、現状農地に戻すことは困難なことから非農地証明の交付については適当であると思ひます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>宮崎推進委員は本日欠席ですが、3番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「谷崎委員」4番についてお願ひします。</p>
●10番 谷崎委員 （藤岡甲・東山地区担当）	<p>議席番号10番、安並地区担当谷崎です。4月27日事務局、会長、代理人立ち会いのもと、現地確認を行いました。平成8年頃には駐車場および庭木植栽地として利用し、現在に至つております。人為的に転用されてから15年以上経過しているため、非農地証明の交付については問題ないと思ひます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>宮地秀之推進委員から、意見などはございませぬか？</p>
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	<p>4月30日に確認しました。こちらにも写真の通りアスファルトを敷いておいて、ここを農地に復旧するのはとても困難だと思ひます。よつて非農地証明の交付は適当であると思ひます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、「徳留委員」5番についてお願ひします。</p>
●8番 徳留委員 （具同地区担当）	<p>番号5についてですが、事務局の説明のとおり4月27日に現地確認を行いました。議案書いちばん上の地番の土地は畑となっておりますが、平成12年頃に2階建ての車庫兼倉庫を建設し、現在に至つております。後の3件については地目を畑と田となっておりますが、芝生や生垣等もある広い洋風庭園のような形になっておりました。一部は花壇としてちょっと残つておるような状態で、草の管理のための除草シート等も貼つて管理をしておる状態でした。道路より数段高く造成されており、30年ほど前からこのような状態であつたとのこと。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。以上のことから非農地証明については適当であると思ひます。以上です。</p>

議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか？
◇宮地秀之委員 （中村・具同・東山地区担当）	4月30日に現地を確認しました。今言われた通りで、非農地証明の交付には問題ないと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本官委員」6番についてお願いします。
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	番号6について説明します。4月27日9時半ごろ、会長、事務局、推進員の武井さんと申請代理人立ち会いで現地確認を行いました。 申請地は事務局の説明の通り、昭和60年に、家屋を建て宅地となっておりました。農地の復旧は困難な状態であり、人為的に転用されてから15年以上経過しており、非農地証明の交付に問題がないと考えてます。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	2区の武井です。会長及び事務局スタッフ皆さんと一緒に、現地を訪ねてまいりました。新築されて40年も経過してるということもあって、宅地となっているということで、畑への復元が困難と判断いたします。よって非農地証明の申請は妥当と考えております。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「山本美加委員」7番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	議席番号3番山本美加です。7番についてご説明いたします。4月27日推進委員の岡本さん、清水会長、事務局と代理人立ち会いのもと、申請地の状況確認及び代理人への聞き取りを行いました。 申請地は平成16年より耕作放棄され、平成22年頃には山林となり、現在に至っています。また、申請地の一部は隣接する圃場、地目では畑となっておりますが、盛土されて固められている状態です。そこに車で入る道路として使われている状態であり、農地への復旧は困難と判断しました。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	4月27日に現地の方を確認しました。20年以上前からこんな状態ですので、それを復元することは無理ですので、申請は妥当だと思います。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

	ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、「第4号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」説明をいたします。議案書は9ページになります。</p> <p>この決議の経緯といたしましては、令和元年、県外にて農地転用に関わり農業委員会の会長が農地法違反と収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生し、農林水産省より綱紀粛正の通知が発出されました。このことを受け、全国農業会議所から全ての農業委員会に対し、職責の再認識と法令違反の再発防止の申し合わせ決議を行うよう依頼があったため、本市農業委員会におきましても、令和2年1月の農業委員会総会にて、農業委員会法第31条及び同法第33条を適切に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保するという内容の決議を行っております。</p> <p>なお、この決議については決議内容を保持する観点から、毎年度実施することとされているため、今年も実施するものであり、毎年度5月の総会で実施することとしております。</p> <p>それでは、決議文を読み上げます。 《決議文を読み上げる》 以上です。</p>
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。

	<p>形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。</p> <p>番号1 土地の表示は江ノ村字ゴゼンショウ、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。</p> <p>4月27日に会長と地区担当の山本美加委員、岡本推進委員と現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。なお、届出より前に埋め立てを行っていたため顛末書付きでの届出となっております。変更を行う理由としましては、作業車両乗り入れのため、土地の埋め立てを行うものです。隣接する土地については、所有者からの同意書の提出があります。形状変更後はこれまでどおり、耕作の用に供することを確認しております。以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和8年5月1日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。</p>
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。
議長（清水会長）	<p>最後に、委員の皆様から何かございませんか。</p> <p>無いようですので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。</p> <p>これにて閉会といたします。</p>

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和8年5月8日

議長 清水優志

署名委員 徳留佳代

署名委員

坂本 一

坂本 一

坂本 一